

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下、「証明書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システム（G E P S）で行う対象案件です。

なお、本入札に係る落札者の決定及び契約締結は、当該調達に係る令和7年度予算（暫定予算を含む。）が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和7年1月9日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局宇都宮国道事務所長

笹木 和彦

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 09

1 調達内容

(1) 品目分類番号 15、29

(2) 調達件名及び数量

R 7 宇都宮国道電気通信施設保守業務

一式（電子調達システム対象案件）

(3) 調達件名の特質等 入札説明書による

(4) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(5) 履行場所

宇都宮国道事務所管内

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札回数は原則2回を限度とするが、場合によっては3回目を執行することがある。なお、やむを得ない場合を除き予算決算及び会計令第99条の2に基づく随意契約には移行しない。

(7) 電子調達システム（G E P S）の利用

- ① 電子調達システムによる入札参加を希望する場合は、電子証明書を取得していること。
- ② 電子調達システムによりがたい場合は、証明書等とともに紙入札方式参加願及び紙契約方式承諾願を提出すること。

2 競争参加資格

(1) 入札参加者に要求される資格

① 基本的要件

- (ア) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (イ) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（令和07・08・09年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供

等」に申請を行い受理され、令和 7 年 4 月 1 日に認定がなされる者であること。）

なお、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 6 年 3 月 29 日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

(ウ) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加者の資格に関する公示に基づき(イ)の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。）でないこと。

(エ) 証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(オ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものと

して、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(カ) 本業務に事業協同組合として証明書等を提出した場合、その構成員は、単体として証明書等を提出することはできない。

(キ) 分任支出負担行為担当官から入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムから入札説明書を直接ダウンロードした者であること。

(ク) 平成22年度以降に、下記ア) に示す設備に関する保守業務等を完了（令和7年3月31日までに完了見込みを含む）し、その履行実績を証明したものであること。

なお、保守業務等とは以下のとおりとする。

- ・保守業務又は点検業務の履行実績（再委託受注によるものを含むものとする）
- ・設置工事の施工実績（下請負受注によ

るものを含むものとする。共同企業体における施工実績においては、出資比率20%以上のものに限る。)

- ・製造又は購入の納入実績（再委託受注によるものを含むものとし、据付・調整を含むものに限る。）

ア) 対象設備は次のいずれか1つの設備とする。

1. 多重無線設備
2. 端局設備
3. 遠方監視設備
4. 交換設備
5. 長距離(30km以上)用光伝送設備
6. 移動体通信設備
7. 衛星通信設備
8. ネットワーク設備
9. テレメータ観測設備
10. 道路情報表示設備
11. C C T V 設備
12. 高圧受変電設備

13. 発動発電機（自動起動方式）を含む電気設備

14. 無停電電源設備（常時インバータ方式に限る）

(ケ) 本業務の配置予定管理技術者は、証明書等の提出期限の時点で次のア) からオ) のいずれか一つの条件及び契約締結時点でカ) からク) の条件を満たすこと。なお、実務経験は、国土交通省電気通信施設点検基準（案）に定めるいずれかの設備に関する保守業務等を完了（令和7年3月31日までに完了見込みを含む。）し、その履行実績を証明したものであること。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が条件を満たすこと。

なお、保守業務等とは以下のとおりとする。

・保守業務又は点検業務の履行実績（再委託受注によるものを含むものとする）

る)

- ・ 設置工事の施工実績（下請負受注によるものを含むものとする）
- ・ 製造又は購入の納入実績（再委託受注によるものを含むものとし、据付・調整を含むものに限る。）

ア) 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は専門課程を置く専修学校（専門学校）もしくはこれらに相当する外国の学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後3年以上の実務経験を有する者であること。

イ) 学校教育法による高等学校もしくはこれらに相当する外国の学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後5年以上の実務経験を有する者であること。

ウ) 上記ア) 及びイ) 以外の者で、7年以上の実務経験を有する者であること。

エ) 以下のいずれかの資格を有する者であること。

- ・ 技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る））
- ・ 一級電気工事施工管理技士、二級電気工事施工管理技士のいずれか
- ・ 第一種電気工事士
- ・ 一級電気通信工事施工管理技士、二級電気通信工事施工管理技士のいずれか

オ) 以下のいずれかの資格を有する者で、実務経験が３年以上あること。

- ・ 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士のいずれか
- ・ 第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者、第三種電気主任技術者のいずれか

- ・ 第二種電気工事士
- ・ 工事担任者（第一級アナログ通信）、
工事担任者（第一級デジタル通信）、
工事担任者（総合通信）、工事担任
者（旧AI第二種）、工事担任者（旧
DD第二種）のいずれか
- ・ 電気通信主任技術者（伝送交換主任
技術者）、電気通信主任技術者（線
路主任技術者）のいずれか

カ）栃木県、茨城県、群馬県、埼玉県又
は福島県を主たる勤務地又は居住地と
していること。

キ）配置予定管理技術者は、国土交通省
発注の他の保守業務、点検業務又は運
転監視業務の管理技術者を兼務するこ
とができる。なお、兼務する場合は、
契約締結時点の手持ち業務量（電気通
信施設の保守業務、点検業務及び運転
監視業務の当初請負金額の合計をい
う。）は、2億円未満かつ5件以下で

あること（本業務を含まず、契約済み及び落札決定後未契約のものを含む）。

配置予定管理技術者は、複数申請できるものとする。

なお、配置予定管理技術者を複数申請する場合は、落札決定後に上記条件を満たす者を管理技術者として特定するものとする。

本業務の管理技術者が他の保守業務、点検業務又は運転監視業務を兼務する場合は、本業務の履行開始までに発注者に兼務しようとする業務の概要を届出なければならない。

管理技術者の手持ち業務量は、本業務の契約締結日から履行期間中に上記条件を超えないこととし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の

a ～ c までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合がある。

a 当該管理技術者と同等の業務実績（入札説明書又は特記仕様書で規定している業務実績）を有する者。

b 当該管理技術者と同等の技術者資格（入札説明書又は特記仕様書で規定している資格及び実務経験等）を有する者。

c 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者。

ク）配置予定管理技術者は、入札参加希望者との間で直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

② 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明

書参照)

3 証明書等及び入札書の提出場所等

- (1) 電子調達システムのURL、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

政府電子調達システム (G E P S)

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

〒321-0931 栃木県宇都宮市平松町504

関東地方整備局 宇都宮国道事務所経理課

契約係 松井 勝之

電話 028-638-2182 内線 226

- (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

- ① 交付期間 令和7年1月9日から令和7年3月14日までとする。

- ② 交付場所及び交付方法

電子調達システムにより交付する。

ダウンロード方法については、次に記載する関東地方整備局ウェブサイトを参照のこと。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/index00000050.html>

やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者は、上記(1)に問い合わせること。受付期間は令和7年1月9日から令和7年3月13日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、8時30分から17時15分まで（最終日は16時まで）とする。

(3) 証明書等の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限

令和7年2月20日 13時00分

② 提出場所

(ア) 電子入札の場合・・・電子調達システム

(イ) 紙入札方式の場合・・・3(1)に同じ

③ 提出方法

(ア) 電子入札の場合

電子調達システムにより提出すること

(イ) 紙入札方式の場合

持参又は書留郵便等（書留郵便及び「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便をいう。）にて提出すること。

ただし、押印を省略した証明書等については、電子メールによる提出を認める。

なお、押印を省略する場合は、「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を証明書等に必ず記載し、送信後、提出期限内に電話で着信確認を実施すること。

(4) 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限

令和 7 年 3 月 13 日 16 時 00 分

② 提出場所

(ア) 電子入札の場合・・・電子調達システム

(イ) 紙入札方式の場合・・・3(1)に同じ

③ 提出方法

(ア) 電子入札の場合・・・3(3)③(ア)に同じ

(イ) 紙入札方式の場合・・・3(3)③(イ)に同じ

※押印を省略した入札書であっても電子メールによる提出は認めない

(5) 開札の日時及び場所

令和 7 年 3 月 14 日 10 時 00 分

関東地方整備局宇都宮国道事務所経理課

契約締結日及び履行期間開始日は令和 7 年 4 月 1 日からとする。

ただし、令和 7 年 4 月 1 日までに令和 7 年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は令和 7 年 4 月 2 日以降、予算が成立した日とする。

暫定予算になった場合、予算措置が全額計

上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札者に要求される事項

① 電子調達システムにより参加を希望する者は、証明書等を3(3)①の提出期限までに、3(1)に示すURLに提出しなければならない。

② 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を3(3)①の提出期限までに、3(1)に示す場所に提出しなければならない。

③ 開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から証明書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格を有しない者のした入札、証明書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、記名を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）は無効とする。（入札説明書、関東地方整備局競争契約入札心得、一般競争入札（電子調達システム）に際しての注意事項参照）

(5) 契約書の作成の要否 要。

本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札

価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無。

(8) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : SASAKI Kazuhiko
General Manager of Utsunomiya National Highway Office, Kanto Regional Development Bureau

(2) Classification of the services to be procured :15、29

(3) Nature and quantity of the services to

be required : Telecommunication equipment maintenance 1 set

(4) Fulfillment period : From 1 April, 2025 through 31 March, 2026

(5) Fulfillment place : As in the tender documentation.

(6) acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

(7) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

① not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

② have Grade A,B,C or D on "offer of services" in Kanto Koushinetsu Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, I-

nfrastructure, Transport and Tourism
(Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2025/2026/2027

- ③ not be under suspension of nomination by Director-General of Kanto Regional Development Bureau from Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification to Bid Opening.
- ④ not be the Building constructor that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.
- ⑤ The person who obtained a bid manual from the person of ordering directly.
- ⑥ Other details, by the tender documen-

tation.

(8) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification : 13:00 20 February, 2025

(9) Time-limit for tender : 16:00 13 March, 2025

(10) Contact point for the notice : MATUI
Katuyuki Accounting Section, Utsunomiya
National Highway Office, Kanto Regional
Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 50
4 Hiramatsu-Chou, Utsunomiya-Shi, Tochigi-Ken, 321-0931, Japan,
TEL 028-638-2182 ex.226